

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）若しくは一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員又は同法第22条の4第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条の規定により採用された職員を除く。）又は特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）第1条第6号に掲げ</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）若しくは一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員又は同法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条の規定により採用された職員を除く。）又は特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第</p>

る職員（以下これらを「職員」という。）が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

（定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条の2 次条の規定に該当する場合を除くほか、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

〔(1) 略〕

(2) 定年に達する日の属する年度の末日前に退職した職員（第4号に該当する者及び市規則で定める者を除く。）で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から15年（医師及び歯科医師にあつては、10年）を減じた年齢以上であるもの

(3) 前2号のいずれかに該当する者であつて、これらの号に規定する退職をした日又はその翌日に再び職員となり、当該職員となつた日以後に退職した者（前2号に規定する退職に係る退職手当の支給の対象となる者、次号に該当する者及び市規則で定める者を除く。）

9号) 第1条第6号に掲げる職員（以下これらを「職員」という。）が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

（定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条の2 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 定年に達する日の属する年度の末日前に退職した職員（第4号に該当する者及び市規則で定める者を除く。）で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの

(3) 前2号に該当する者であつて、これらの号に規定する退職をした日又はその翌日に再び職員となり、当該職員となつた日以後に退職した者（前2号に規定する退職に係る退職手当の支給の対象となる者、次号に該当する者及び市規則で定める者を除く。）

[(4)・(5) 略]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条の2第2号及び第4号並びに第4条各号に該当する者（市規則で定める職員を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、50歳から59歳まで（医師及び歯科医師にあつては、55歳から64歳まで）であるものに対する第3条の2、第4条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙2 挿入]

2 第3条の2第4号及び第4条各号に該当する者（医師、歯科医師及び市規則で定める職員を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、60歳から64歳までであるものに対する第3条の2、第4条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

[(4)・(5) 同左]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条の2第2号及び第4号並びに第4条各号に該当する者（市規則で定める職員を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第3条の2、第4条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙1 挿入]

[新設]

右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙3 挿入]

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより第11条第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他市規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市規則で定めるところにより第11条第1項第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）

している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

[(1)・(2) 略]

[2・3 略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市規則で定めるところにより、第11条第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職

内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

[(1)・(2) 同左]

[2・3 同左]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市規則で定めるところにより、第11条第1項第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から

の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市規則で定める職員が市規則で定めるところにより、第11条第2号に規定する退職手当管理機関にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

[5・6 略]

7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

- (1) その者が第11条第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
- (2) その者が次のいずれかに該当する場合  
ア 特定退職者であつて、雇用保険法第

当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

[5・6 同左]

7 [同左]

- (1) その者が第11条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
- (2) その者が次のいずれかに該当する場合  
ア 特定退職者であつて、雇用保険法第

24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、第11条第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、第11条第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

[(3)・(4) 略]

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 第11条第2号に規定する退職手当管理

24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、第11条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、第11条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

[(3)・(4) 同左]

8 [同左]

(1) 第11条第1項第2号に規定する退職手

機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

[(2)~(4) 略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は第11条第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

[(6) 略]

[9~14 略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案

当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

[(2)~(4) 同左]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は第11条第1項第2号に規定する退職手当管理機関が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

[(6) 同左]

[9~14 同左]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 [同左]

して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

〔(1) 略〕

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき

〔2～6 略〕

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項又は第6項の規定による退職手当

〔(1) 同左〕

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき

〔2～6 同左〕

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項又は第6項の規定による退職手当

の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

〔(1) 略〕

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき

〔2～6 略〕

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場

の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

〔(1) 同左〕

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき

〔2～6 同左〕

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場

合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する大阪市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から

合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する大阪市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から

6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を

6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の

命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者

納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場

が失業手当受給可能者であつた場合には、  
失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部  
に相当する額の納付を命ずる処分を行うこ  
とができる。

[6～8 略]

附 則

第7条 令和5年4月1日から令和13年3月  
31日までの間における第3条の2第2号の  
規定の適用については、次の表の左欄に掲  
げる期間の区分に応じ、同号中「15年」と  
あるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句  
とする。

令和5年4月1日から令 和7年3月31日まで	11年
令和7年4月1日から令 和9年3月31日まで	12年
令和9年4月1日から令 和11年3月31日まで	13年
令和11年4月1日から令 和13年3月31日まで	14年

合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

[6～8 同左]

附 則

第7条 平成22年12月1日から平成23年3月  
31日までの間に退職する医師又は歯科医師  
であつて、同日における年齢（その者が同  
日前に死亡した場合にあつては、その者が  
同日において生存しているとした場合の年  
齢。以下「平成22年度末年齢」という。）が  
次の表の左欄に掲げる年齢であるものに対  
する第4条及び第5条の規定の適用につい  
ては、第4条第5号中「10年」とあるのは  
「15年」と、第5条中「10年」とあるのは  
「15年」と、「退職の日において定められて  
いるその者に係る定年と退職の日の属する  
年度の末日におけるその者の年齢（その者  
が同日前に死亡した場合にあつては、その  
者が同日において生存しているとした場合  
の年齢）との差に相当する年数1年につき  
100分の2」とあるのは、同欄の区分に応じ  
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

50歳	100分の20
51歳	100分の18
52歳	100分の16
53歳	100分の14
54歳	100分の12
55歳	100分の10
56歳	100分の8

57歳	100分の6
58歳	100分の4
59歳	100分の2
60歳	0

2 平成22年度末年齢が次の表の左欄に掲げる年齢である医師又は歯科医師であつて、その退職の日の属する年度が同表の中欄に掲げる年度であるものに対する第5条の規定の適用については、同条の表中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは、次の表の左欄に掲げる平成22年度末年齢及び同表の中欄に掲げる退職する日の属する年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

51歳	平成26年度	100分の18
52歳	平成25年度及び 平成26年度	100分の16
53歳	平成24年度から 平成26年度まで	100分の14
54歳	平成23年度から 平成26年度まで	100分の12
55歳	平成23年度から 平成26年度まで	100分の10
56歳	平成23年度から 平成26年度まで	100分の8
57歳	平成23年度から	100分の6

	平成25年度まで	
58歳	平成23年度及び 平成24年度	100分の4
59歳	平成23年度	100分の2

第8条 職員の給与に関する条例附則第3項

[新設]

の規定による職員の給料の月額の改定（これに相当するものとして市規則で定める給料の月額の改定を含む。次条第1項第2号において「給料月額7割措置」という。）は、第4条の2第1項に規定する減額改定に該当しないものとする。

第9条 当分の間、退職した者が次のいずれ

[新設]

にも該当する場合におけるその者に対する第1条の4に規定する退職手当の基本額は、第2条から第5条までの規定にかかわらず、次項及び第3項に定めるところにより計算した額とする。

- (1) その者の基礎在職期間中に、第4条の2第1項に規定する減額改定以外の理由又は同項の市規則で定める理由によりその者の給料の月額の減額がされたことがある場合（他の条例の規定により同項に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなされる場合を含む。）において、当該減額がされた日における当該減額がされなかったものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。）が、給料月額よりも多く、かつ、特別特定減額前給料月額に係る減額のうち最も

遅い日にされたものが、次に掲げる理由又は市規則で定める理由のいずれかによるものであるとき

ア 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第80号。以下アにおいて「平成24年改正給与条例」という。）による職員の給与に関する条例の改正及び平成24年改正給与条例附則第3項の規定による号給の切替え

イ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第27号）附則第4項から第10項までの規定による職務の級及び号給の切替え

(2) その者の基礎在職期間中に、給料月額7割措置又は地方公務員法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任によりその者の給料の月額の減額がされたことがある場合において、当該減額がされた日における当該減額がされなかつたものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（次項第2号において「7割措置等前給料月額」という。）が、給料月額よりも多いとき

2 前項の退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る減額がされた日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給

料月額を基礎として、第2条から第4条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置等前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置等前給料月額に係る減額がされた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置等前給料月額を基礎として、第2条から第4条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置等前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第2条から第4条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

3 第1項の規定の適用がないものとした場合に第5条第2項の規定の適用を受けるととなる者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙4 挿入]

- 4 当分の間、退職した者が第1項各号のい  
ずれにも該当する場合におけるその者に対  
する第8条の規定の適用については、「第2  
条から第5条まで」とあるのは「第2条か  
ら第5条まで及び附則第9条第1項から第  
3項まで」とする。

第10条 令和5年4月1日から令和13年3月 [新設]

31日までの間における第5条第2項の規定  
の適用については、次の表の左欄に掲げる  
期間の区分に応じ、同項中「60歳から64歳  
まで」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲  
げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令 和7年3月31日まで</u>	<u>60歳</u>
<u>令和7年4月1日から令 和9年3月31日まで</u>	<u>60歳及び 61歳</u>
<u>令和9年4月1日から令 和11年3月31日まで</u>	<u>60歳から 62歳まで</u>
<u>令和11年4月1日から令 和13年3月31日まで</u>	<u>60歳から 63歳まで</u>

第11条 令和7年3月31日以前に退職した職  
員に対する第10条第7項の規定の適用につ  
いては、同項中「第28条まで」とあるのは  
「第28条まで及び附則第5条」と、同項第  
2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規  
定する厚生労働省令で定める理由により就  
職が困難な者であつて、同法第24条の2第  
1項第2号に掲げる者に相当する者として  
市規則で定める者に該当し、かつ、第11条

第8条 平成34年3月31日以前に退職した職  
員に対する第10条第7項の規定の適用につ  
いては、同項中「第28条まで」とあるのは  
「第28条まで及び附則第5条」と、同項第  
2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規  
定する厚生労働省令で定める理由により就  
職が困難な者であつて、同法第24条の2第  
1項第2号に掲げる者に相当する者として  
市規則で定める者に該当し、かつ、第11条

第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあ

「イ 雇用保険法第22条第2項に規  
定するのは  
ウ 特定退職者であつて、雇用保

定する厚生労働省令で定める理由により就  
業法附則第5条第1項に規定する地域内に

職が困難な者であつて、同法第24条の2第  
1項第2号に掲げる者に相当する者として

職手当管理機関が同法第24条の2第1項に  
市規則で定める者に該当し、かつ、第11条

規定する指導基準に照らして再就職を促進  
する

ために必要な職業安定法第4条第4項  
第24条の2第1項に規定する指導基準に照

らして再就職を促進するために必要な職業  
安定法第4条第4項に規定する職業指導を

行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

安定法第4条第4項に規定する職業指導を  
行うことが適当であると認めたもの

とする  
」

る。

第1項第2号に規定する退職手当管理機関  
が同法第24条の2第1項に規定する指導基  
準に照らして再就職を促進するために必要  
な職業安定法第4条第4項に規定する職業  
指導を行うことが適当であると認めたも

「イ 雇用保険法第22条第  
2項に規定する厚生労働省令で定める理由  
雇用保険法附則第5条第1項に規定する地

域内に居住し、かつ、第11条第1項第2号

条の2第1項第2号に掲げる者に相当する  
に規定する退職手当管理機関が同法第24条

者として市規則で定める者に該当し、かつ、  
の2第1項に規定する指導基準に照らして

第11条第1項第2号に規定する退職手当管  
再就職を促進するために必要な職業安定法

理機関が同法第24条の2第1項に規定する  
第4条第4項に規定する職業指導を行うこ

指導基準に照らして再就職を促進するた  
めと適当であると認めたもの（アに掲げる

者に必要な職業安定法第4条第4項に規定す  
者を除く。）

る職業指導を行うことが適当であると認め

たもの  
とする。

	」
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第1項、第4項、第7項及び第8項第1号の改正規定、同項第5号の改正規定（「第11条第1項第2号」を「第11条第2号」に改める部分に限る。）、附則第8条の改正規定並びに同条を附則第11条とする改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第10条第8項第5号の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）

令和4年10月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の条例第1条の規定の適用については、同条中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

4 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

附 則	附 則
[ 1 略] (経過措置)	[ 1 同左] (経過措置)
2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間並びに同日における給料月額及び年齢を基礎として、同条例第2条から第4条までの規定の例により計算した退職手当の額が、同条例第1条の4から第5条の2 <u>まで及び附則第9条</u> の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。	2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間並びに同日における給料月額及び年齢を基礎として、同条例第2条から第4条までの規定の例により計算した退職手当の額より <u>多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</u>
[ 3・4 略]	[ 3・4 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
[ 1・2 略]	[ 1・2 同左]
3 施行日の前日において職員の給与に関	3 施行日の前日において職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第31号)による改正前の職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けていた職員が新制度適用職員(職員であって、その者が施行日以後に退職することにより職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第20条の規定により定められた教育委員会規則の規定(職員の退職手当に関する条例第2条から第4条までの規定に相当する規定として市長が定める規定を除く。)及び職員の退職手当に関する条例第2条から第4条までの規定の例により算定されることとなる退職手当の額(以下この項において「特定額」という。)が、同条例第1条の4から第5条の2まで及び附則第9条の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、特定額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 4 教育委員会所管の学校(幼稚園を含む。)の職員のうち、施行日の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革

する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第31号)による改正前の職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けていた職員が新制度適用職員(職員であって、その者が施行日以後に退職することにより職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第20条の規定により定められた教育委員会規則の規定(職員の退職手当に関する条例第2条から第4条までの規定に相当する規定として市長が定める規定を除く。)及び職員の退職手当に関する条例第2条から第4条までの規定の例により算定されることとなる退職手当の額(以下この項において「特定額」という。)が、同条例第1条の4から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、特定額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 4 教育委員会所管の学校(幼稚園を含む。)の職員のうち、施行日の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革

<p>の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員であった者のうち、職員の退職手当に関する条例第7条第5項の規定により同条例第4条の2第2項第2号に掲げる期間が同条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したとしたならば、施行日の前日における大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員に対する退職手当の規定（同条例第2条から第4条までの規定に相当する規定として市長が定める規定を除く。）及び同条例第2条から第4条までの規定の例により算定されることとなる退職手当の額（以下この項において「特定額」という。）が、同条例第1条の4から第5条の2まで及び<u>附則第9条</u>の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、特定額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>	<p>の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員であった者のうち、職員の退職手当に関する条例第7条第5項の規定により同条例第4条の2第2項第2号に掲げる期間が同条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなされる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したとしたならば、施行日の前日における大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員に対する退職手当の規定同条例第2条から第4条までの規定に相当する規定として市長が定める規定を除く。）及び同条例第2条から第4条までの規定の例により算定されることとなる退職手当の額（以下この項において「特定額」という。）が、同条例第1条の4から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、特定額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 附則第5項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19

年大阪市条例第39号) 附則第2項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 8 附則第6項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第36号) 附則第3項及び第4項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

[第5条の表 別紙1]

<p>第3条の2及び第4条</p>	<p>給料月額</p>	<p>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合には、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第4条の2第1項第1号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合には、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第4条の2第1項第2号</p>	<p>給料月額に、</p>	<p>給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合には、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額、</p>
<p>[同左]</p>		

[第5条第1項の表 別紙2]

<p>第3条の2及び第4条</p>	<p>給料月額</p>	<p>給料月額及び給料月額に<u>60歳</u>（医師及び歯科医師にあつては、<u>65歳</u>）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第4条の2第1項第1号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に<u>60歳</u>（医師及び歯科医師にあつては、<u>65歳</u>）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第4条の2第1項第2号</p>	<p>給料月額に、</p>	<p>給料月額及び給料月額に<u>60歳</u>（医師及び歯科医師にあつては、<u>65歳</u>）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>[略]</p>		

[第5条第2項の表 別紙3]

第3条の2及び第4条	給料月額	給料月額及び給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項第2号	給料月額に、	給料月額及び給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第4条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第2条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

[附則第9条第3項の表 別紙4]

<p>附則第9条第 2項第1号</p>	<p>及び特別特定減額前 給料月額</p>	<p>並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前 給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額</p>
<p>附則第9条第 2項第2号</p>	<p>7割措置等前給料月 額に、</p>	<p>7割措置等前給料月額及び7割措置等前給料月額に 100分の2を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>附則第9条第 2項第2号イ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特別特定減額前給料月額に係る減額がされ た日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と 同一の理由により退職したものとし、かつ、その者 の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額 を基礎として、第2条から第4条までの規定により 計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>附則第9条第 2項第3号</p>	<p>給料月額に、</p>	<p>給料月額及び給料月額に100分の2を乗じて得た額 の合計額に、</p>

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井 一郎

#### 説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の退職手当の基本額に関する特例措置を講ずるとともに、定年前早期退職に係る退職手当の基本額に関する特例措置等を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。